

3 学びの場の関係・連携について(通常の学級、通級による指導、特別支援学級)

【ポイント】

▶学びの場の関係を理解し、学びの場を検討

○ 学びの場の関係を理解する

小中学校等における教育により、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる場合には、就学先として小中学校等を検討することとなります。その場合の学びの場の形態としては、通常の学級における指導、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級における指導の三つがあり、子ども一人一人の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を踏まえて、対象となる子ども一人一人にとって、どの学びの場が最も適切かどうかを検討していくことが大切です。

(1) 特別支援学級と通級による指導等との関係について

小中学校等における通級による指導の授業時数については、年間35単位時間から280単位時間以内の範囲で行うことを標準とし、週当たりに換算すると、1単位時間から8単位時間程度まで、通常の学級以外で特別な指導を行うことができることになっています。このため、例えば、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ子供が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外で特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討することが考えられます。

(2) 特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について

小中学校等の特別支援学級に在籍する子供については、通常の学級に在籍する子どもと共に学ぶ機会を積極的に設けることが重要です。そのため、特別支援学級の子どもが、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも交流し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子ども一人一人の障がいの状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うことが必要です。また、教科学習についても、子ども一人一人の障がいの状態等を踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施することが必要です。

(3) 医療的ケアの必要な子どもについて

医療的ケアの必要な子どもについては、本手引に記載の内容に加え、「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月20日付け30文科初第1769号初等中等教育局長)と別冊「小中学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を参考にしながら、医療的ケアが必要な子ども一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要です。

(4) 障がいのある外国人の子どもについて

障がいのある外国人の子どもについては、「外国人の子供の就学の促進及び就学状況等の把握等について（通知）」（平成31年3月15日付け30文科教第582号文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長）を踏まえることが必要である。具体的には、障がいのある外国人の子どもの就学先の決定に当たっては、教育委員会において、日本国籍を有する子どもと同様に、本手引及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長）等を参考としながら、障がいのある外国人の子ども一人一人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること等が必要である。

その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人及び保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要である。

活用資料：【資料7-1】【資料7-2】